

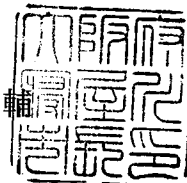
(市町村の意見書の様式)

都 デ ー 第 2450 号

令和 8 年 2 月 25 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見について（回答）

令和 7 年 12 月 26 日付け商業第 1587 号で照会のあった標記については、下記のとおりです。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アートタウン香里  
寝屋川市香里新 12 番 3 号
- 2 意見及びその理由  
別紙のとおり





## 意見及びその理由

### I 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便性の確保のために配慮すべき事項

#### (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

##### ①駐車場の必要台数の確保

- ・駐車場の収容台数について

特になし

##### ②駐車場の位置及び構造等

- ・駐車場の位置について

特になし

- ・駐車場の出入り口の数及び位置について

特になし

- ・その他

特になし

##### ③駐輪場の確保等

- ・駐輪場の位置について

特になし

- ・駐輪場の収容台数について

特になし

・その他

特になし

④荷さばき施設の整備等

・荷さばき施設の位置について

特になし

・荷さばき施設の面積について

特になし

・その他

積卸作業に伴う騒音・振動、利用者による騒音、特に夜間・早朝の騒音について対策を講じること。また、照明・看板等による光害や室外機による温排気をはじめ、事業場の稼働に伴い生活環境に係る支障が生じないように措置を講じること。

また、これらの措置の実施にかかわらず、生活環境に係る苦情が生じた場合は、速やかかつ真摯に対応すること。

⑤経路の設定等

・来客の自動車に対する案内経路について

特になし

・その他

特になし

(2) その他（歩行者の通行の利便の確保、廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮、防災対策への協力等）

特になし

## Ⅱ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

### (1) 騒音の発生に係る事項

#### ・騒音問題に対応するための対応策について

・騒音規制法、振動規制法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定する特定建設作業を実施する場合は、当該作業の開始7日前までに届出を行い、敷地境界線における騒音・振動の基準値、作業時刻・作業時間・作業日に係る基準を遵守すること。

また、特定建設作業に該当しない工事であっても、低騒音・低振動型重機の使用や防音壁・防音シートの設置等、工事に伴う騒音・振動の低減のための措置を講ずること。

・積卸作業に伴う騒音・振動、利用者による騒音、特に夜間・早朝の騒音について対策を講じること。また、照明・看板等による光害や室外機による温排気をはじめ、事業場の稼働に伴い生活環境に係る支障が生じないよう措置を講じること。

また、これらの措置の実施にかかわらず、生活環境に係る苦情が生じた場合は、速やかかつ真摯に対応すること。

・駐車場を管理する者は、大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、利用者に対して駐車時にエンジンを停止すべきことを指導するとともに、周辺の生活環境が損なわれないよう必要な措置を講ずること。

また、駐車場面積が500㎡以上の場合は、看板設置等により周知のための措置を講ずること。

・空調機等の騒音が発生する施設を設置する場合は、防音対策を講じること。

#### ・その他

・建築物等の解体・改造・補修を行う場合は、大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、石綿使用有無の事前調査、その結果の発注者への報告、石綿事前調査結果報告システムによる報告及び工事現場への掲示を行うこと。

また、石綿が使用されている場合は、速やかに環境保全課と協議すること。

・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、下水道法、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等の規制を受けるおそれのある施設の設置を予定している場合は、速やかに環境保全課と協議すること。

・寝屋川市下水道条例に基づく水質基準を超えるおそれのある下水を公共下水道に排除する場合は、除害施設の設置に向け、速やかに環境保全課と協議すること。

(2) 廃棄物に係る事項

- ・ 廃棄物の保管施設の位置について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている産業廃棄物保管基準を遵守し、生活環境保全上支障のないように保管すること。

- ・ 廃棄物の保管施設の容量について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている産業廃棄物保管基準を遵守し、生活環境保全上支障のないように保管すること。

- ・ その他

産業廃棄物の収集運搬及び処分を他人に委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び処理業者等に委託すること。

(3) その他（街並みづくり等への配慮等）

特になし